

岩手県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成31年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - （1） 遠野市中央通りから六日町まで（別紙図面のとおりに。）
 - （2） 遠野市中央通りから上組町まで（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 遠野市松崎町白岩1地割から青笹町青笹25地割まで（別紙図面のとおりに。）
 - （4） 遠野市松崎町白岩11地割から23地割まで（別紙図面のとおりに。）
 - （5） 遠野市綾織町新里30地割から1地割まで（別紙図面のとおりに。）
 - （6） 遠野市中央通りから綾織町新里第28地割字我ヶ丸まで（別紙図面のとおりに。）

- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部遠野土木センター並びに遠野市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。